

## 令和6年第3回杉戸町国民健康保険運営協議会次第

日時 令和6年8月1日(木)  
午後1時30分～

会場 杉戸町役場  
第二庁舎2階第1・第2会議室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 町長あいさつ

### 4 議事

#### 議題第1号

令和5年度杉戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

#### 議題第2号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について

#### 議題第3号

国民健康保険税率・税額の見直しについて

#### 議題第4号

多子世帯減免制度の終了について

#### 議題第5号

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

### 5 その他

(1) 令和5年度保健事業報告及び令和6年度保健事業実施計画について

### 6 閉会

令和6年 第3回

杉戸町国民健康保険運営協議会資料

議題第1号

令和5年度杉戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

令和6年8月1日提出

杉戸町長 窪田裕之

# 令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算表

## 1. 歳入歳出決算

### 歳入

区分	R5予算現額 A (円)	R5決算額 B (円)	R4決算額 C (円)	予算現額 との比較 B-A (円)	決算増減額 B-C (円)	決算増減率 (%)
1 国民健康保険税	809,522,000	853,692,080	815,235,468	44,170,080	① 38,456,612	4.7
2 県支出金	3,666,859,000	3,427,722,458	3,402,830,080	△ 239,136,542	② 24,892,378	0.7
3 財産収入	1,000	0	0	△ 1,000	0	0.0
4 繰入金	369,865,000	369,858,073	396,577,841	△ 6,927	③ △ 26,719,768	△ 6.7
5 繰越金	73,157,000	73,157,601	138,053,587	601	△ 64,895,986	△ 47.0
6 諸収入	6,984,000	22,503,371	5,486,434	15,519,371	④ 17,016,937	310.2
7 国庫支出金	151,000	151,000	0	0	⑤ 151,000	皆増
合計	4,926,539,000	4,747,084,583	4,758,183,410	△ 179,454,417	△ 11,098,827	△ 0.2

### 歳出

区分	R5予算現額 A (円)	R5決算額 B (円)	R4決算額 C (円)	不用額 A-B (円)	決算増減額 B-C (円)	決算増減率 (%)
1 総務費	28,390,000	23,343,090	22,668,340	※4,826,910	674,750	3.0
2 保険給付費	3,590,187,000	3,324,607,385	3,301,458,785	265,579,615	⑥ 23,148,600	0.7
3 国民健康保険事業費納付金	1,198,196,000	1,198,194,531	1,221,072,113	1,469	⑦ △ 22,877,582	△ 1.9
4 共同事業拠出金	1,000	59	69	941	△ 10	△ 14.5
5 保健事業費	62,904,000	54,695,693	56,475,912	8,208,307	⑧ △ 1,780,219	△ 3.2
6 基金積立金	2,000	0	33,685,000	2,000	⑨ △ 33,685,000	皆減
7 公債費	1,000	0	0	1,000	0	0.0
8 諸支出金	40,958,000	37,741,839	49,665,590	3,216,161	⑩ △ 11,923,751	△ 24.0
9 予備費	5,900,000	0	0	5,900,000	0	0.0
合計	4,926,539,000	4,638,582,597	4,685,025,809	※287,736,403	△ 46,443,212	△ 1.0

※翌年度繰越額220,000円を除いた数値です。

令和5年度決算額	歳入合計 4,747,084,583円	-	歳出合計 4,638,582,597円	=	108,501,986円
----------	------------------------	---	------------------------	---	--------------

## 2. 歳入歳出決算増減額の主な理由

### 【歳入】

- ①国民健康保険税の増 +38,457千円(税率・税額の見直しによる)  
医療給付費分(現年課税分)収納率 4年度 96.24% ⇒ 5年度 95.31%  
基準総所得金額 4年度 7,134,200千円 ⇒ 5年度 6,207,596千円 △926,604千円  
被保険者数 4年度 9,316人 ⇒ 5年度 8,907人 △409人  
(基準総所得金額及び被保険者数は、(各年+1)年4月の数値)
- ②県支出金の増 +24,892千円  
保険給付費等普通交付金 4年度 3,308,764千円 ⇒ 5年度 3,345,665千円 +36,901千円
- ③繰入金の減 △26,720千円  
その他一般会計繰入金 4年度 36,859千円 ⇒ 5年度 125,874千円 +89,015千円  
基金繰入金 4年度 129,946千円 ⇒ 5年度 1,791千円 △128,155千円  
(基金残高1,791千円全額を取り崩し)
- ④諸収入の増 +17,017千円  
一般被保険者第三者納付金 4年度 85千円 ⇒ 5年度 19,875千円 +19,790千円  
一般被保険者返納金 4年度 1,552千円 ⇒ 5年度 116千円 △1,436千円
- ⑤国庫支出金の皆増 +151千円  
出産育児一時金臨時補助金の皆増 +100千円  
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の皆増 +51千円

### 【歳出】

- ⑥保険給付費の増 +23,149千円(一人当たりの医療費の増による影響)  
一人当たりの医療費 4年度 390,118円 ⇒ 5年度 411,372円 +21,254円  
一件当たりの医療費 4年度 24,850円 ⇒ 5年度 25,598円 +748円  
(入院の件数 4年度 2,183件 ⇒ 5年度 2,280件 +97件)  
(入院の費用額 4年度 1,413,928千円 ⇒ 5年度 1,449,798千円 +35,870千円)  
(高額療養費 4年度 412,249千円 ⇒ 5年度 454,838千円 +42,589円)
- ⑦国民健康保険事業費納付金の減 △22,878千円  
一人当たり保険税必要額は増加しているが、被保険者数の減等により、納付金の額が減少した。  
一人当たり保険税必要額 4年度 117,995円 ⇒ 5年度 121,717円 +3,722円  
被保険者数 4年度 9,842人 ⇒ 5年度 9,503人 △339人
- ⑧保健事業費の減 △1,780千円  
特定健康診査委託料 4年度 19,992千円 ⇒ 5年度 18,821千円 △1,171千円  
(被保険者数の減により減額となったもの)
- ⑨基金積立金の減 △33,685千円  
令和4年度決算における歳入歳出差引額が、令和5年度当初予算における繰越金を下回ってしまったため、基金への積立を行うことができなかった。  
・令和3年度決算における歳入歳出差引額(138,053千円) - 令和4年度当初予算における繰越金(100,000千円) = 38,053千円  
・令和4年度決算における歳入歳出差引額(73,158千円) - 令和5年度当初予算における繰越金(80,000千円) = △6,842千円
- ⑩諸支出金の減 △11,924千円  
県支出金返還金 4年度 37,992千円 ⇒ 5年度 27,477千円 △10,515千円

# 杉戸町国民健康保険事業の概要

## 1. 杉戸町国民健康保険特別会計収支決算(実質単年度収支額)の推移【平成29年度から令和5年度まで】

(単位:円)

区分	収入総額(a)	基金繰入金(b)	法定外繰入金(c)	繰越金(d)	計(e) (b)+(c)+(d)	支出総額(f)	基金積立金(g)	収支差引額 (a)-(f)	実質単年度 収支額 (a)-(e)-(f)+(g)	年度末基金残高 (千円)
平成29年度	6,678,228,558	259,980,000	189,577,000	247,557,865	697,114,865	6,258,304,860	74,427,000	419,923,698	△ 202,764,167	74,428
平成30年度	5,514,647,504	50,000,000	59,237,000	419,923,698	529,160,698	5,386,313,768	284,653,216	128,333,736	△ 116,173,746	309,081
令和元年度	5,179,997,245	111,241,000	49,772,000	128,333,736	289,346,736	5,088,690,924	60,572,700	91,306,321	△ 137,467,715	258,413
令和2年度	4,671,949,531	94,136,000	37,542,000	91,306,321	222,984,321	4,545,792,155	51,961,196	126,157,376	△ 44,865,749	216,239
令和3年度	4,937,561,346	217,974,000	35,954,000	126,157,376	380,085,376	4,799,507,759	99,787,305	138,053,587	△ 142,244,484	98,052
令和4年度	4,758,183,410	129,946,000	36,859,000	138,053,587	304,858,587	4,685,025,809	33,685,000	73,157,601	△ 198,015,986	1,791
令和5年度	4,747,084,583	1,790,827	125,874,173	73,157,601	200,822,601	4,638,582,597	0	108,501,986	△ 92,320,615	0

## 2. 令和5年度国民健康保険税の収納率等の状況

### (1) 収納率の状況

(単位:%)

区分	5年度	4年度	対前年度
現年課税分 一般分	95.00	96.05	△ 1.05
現年課税分 退職分	—	—	—
現年課税分 全体	95.00	96.05	△ 1.05
滞納繰越分	24.50	25.79	△ 1.29

### (2) 滞納処分等の状況

(単位:件、円)

区分	5年度	4年度	対前年度
滞納処分換価件数 (町税全体)	108	119	△ 11
滞納処分換価額 (町税全体)	9,581,675	11,812,312	△ 2,230,637
滞納処分換価件数 (国保分)	35	43	△ 8
滞納処分換価額 (国保分)	2,418,026	2,972,650	△ 554,624

### (3) 納付状況の割合

(単位:%)

区分	5年度	4年度	対前年度	
普通徴収	口座振替	35.7	35.5	0.2
	コンビニ決済	22.1	22.1	0.0
	金融機関等 窓口	27.1	26.3	0.8
特別徴収 (年金天引)	15.1	16.1	△ 1.0	
合計	100.0	100.0		

### (4) マイナ保険証の登録率(2024年4月)

加入者数	登録者数	登録率
9,139	5,161	56.47%

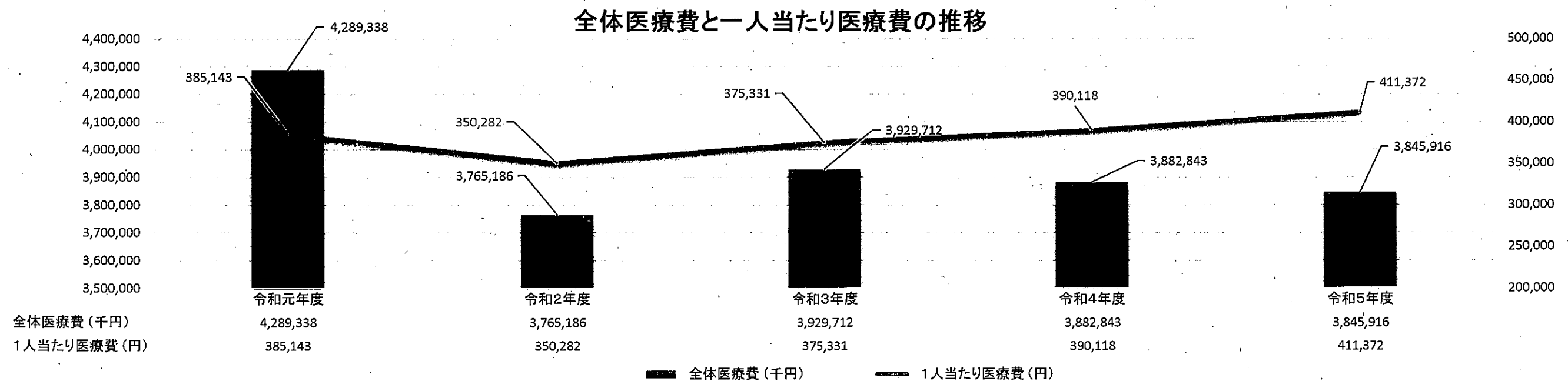
### (5) マイナ保険証の利用率(2024年4月診療分)

外来レセプト枚数	マイナ保険証による オンライン資格確認利用人数	マイナ保険証利用率
11,794	922	7.82%

3. 医療費諸率の推移

区分		令和元年度	前年度比(%)	令和2年度	前年度比(%)	令和3年度	前年度比(%)	令和4年度	前年度比(%)	令和5年度	前年度比(%)	
被保険者数 (年度平均)	A (人)	一般	11,129	94.6	10,749	96.6	10,470	97.4	9,953	95.1	9,349	93.9
		退職	8	13.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		合計	11,137	94.2	10,749	96.5	10,470	97.4	9,953	95.1	9,349	93.9
療養の給付、 療養費等件数	B (件)	一般	173,937	94.8	153,064	88.0	159,230	104.0	156,251	98.1	150,240	96.2
		退職	183	18.8	-1	-0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		合計	174,120	94.4	153,063	87.9	159,230	104.0	156,251	98.1	150,240	96.2
療養の給付、 療養費等費用額	C (千円)	一般	4,286,977	99.9	3,765,203	87.8	3,929,712	104.4	3,882,843	98.8	3,845,916	99.0
		退職	2,361	5.9	-17	-0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		合計	4,289,338	99.0	3,765,186	87.8	3,929,712	104.4	3,882,843	98.8	3,845,916	99.0
一人当たり 受診件数	B/A (件)	一般	15.6	100.2	14.2	91.1	15.2	106.8	15.7	103.3	16.1	102.5
		退職	22.9	138.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1人当たり(全体)	15.6	100.2	14.2	91.1	15.2	106.8	15.7	103.3	16.1	102.5
一人当たり 費用額	C/A (円)	一般	385,208	105.6	350,284	90.9	375,331	107.2	390,118	103.9	411,372	105.4
		退職	295,120	43.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		1人当たり(全体)	385,143	105.1	350,282	90.9	375,331	107.2	390,118	103.9	411,372	105.4
一件当たり 費用額	C/B (円)	一般	24,647	105.4	24,599	99.8	24,679	100.3	24,850	100.7	25,598	103.0
		退職	12,902	31.6	-17,000	-131.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		1件当たり(全体)	24,634	104.9	24,599	99.9	24,679	100.3	24,850	100.7	25,598	103.0

出典：各年「施策成果表」



4. 令和4年度 埼玉県東部地区市町主要事項調(医療費諸率関連)

区分	1人当たり療養諸費費用額(円)					1人当たり診療費(円)							レセプト1件当たり診療費(円)									
	順位	一般	順位	退職	順位	計	順位	入院	順位	入院外	順位	歯科	順位	合計	順位	入院	順位	入院外	順位	歯科	順位	合計
加須市	6	388,033	1	0	6	388,033	6	134,748	3	151,594	11	25,195	5	311,538	13	625,368	7	17,281	10	12,246	9	28,207
春日部市	12	371,124	1	0	12	371,124	11	127,934	15	129,666	8	26,079	13	283,679	9	659,470	15	16,404	6	12,509	11	27,858
羽生市	8	381,146	1	0	8	381,146	9	129,609	4	147,200	7	26,101	8	302,910	11	649,532	9	16,828	8	12,405	15	27,411
草加市	15	349,101	1	0	15	349,100	15	115,708	10	135,520	13	24,347	15	275,574	1	755,368	8	16,991	4	12,700	14	27,430
越谷市	13	368,158	1	0	13	368,157	13	125,503	12	133,846	5	26,391	12	285,741	8	666,467	12	16,694	12	12,044	13	27,483
久喜市	2	405,861	1	0	2	405,861	2	148,835	5	146,351	1	28,995	2	324,181	4	698,713	11	16,745	2	12,756	6	28,878
八潮市	14	352,839	1	0	14	352,838	14	121,399	14	131,854	10	25,461	14	278,714	6	675,245	6	17,498	1	12,859	8	28,748
三郷市	11	372,867	1	0	11	372,867	12	126,860	13	133,111	3	27,178	11	287,149	2	733,178	5	17,798	14	11,801	7	28,844
蓮田市	1	420,305	1	0	1	420,305	1	156,258	6	145,980	4	27,155	1	329,393	3	705,981	14	16,477	3	12,742	4	29,378
白岡市	10	373,020	1	0	10	373,020	7	131,938	11	135,243	6	26,333	10	293,514	10	656,125	13	16,604	7	12,481	10	28,071
幸手市	3	397,063	1	0	3	397,063	8	130,739	1	164,619	9	25,938	3	321,295	15	606,791	1	18,740	5	12,563	5	29,039
吉川市	7	387,907	1	0	7	387,907	5	136,372	7	144,483	12	24,711	7	305,566	7	667,837	3	17,972	15	11,530	3	29,419
宮代町	9	377,555	1	0	9	377,555	10	129,179	8	142,103	14	23,444	9	294,726	14	607,743	10	16,785	11	12,151	12	27,784
杉戸町	5	390,119	1	0	5	390,119	3	142,062	2	153,124	15	22,357	4	317,542	12	647,705	2	18,351	9	12,382	1	30,624
松伏町	4	396,493	1	0	4	396,493	4	139,916	9	141,798	2	27,843	6	309,557	5	682,720	4	17,950	13	11,846	2	29,609
町村平均(県内)		394,732		144,750		394,730		139,660		143,779		25,455		308,895		632,599		17,121		12,142		28,828
市町村平均(県内)		367,411		2,109,418		367,415		124,759		136,030		25,397		286,185		657,754		16,688		12,288		27,497

出典：埼玉県国保連合会発行『令和4年度国民健康保険事業状況（速報値）』

【この表から分析されること】

杉戸町の1人当たりにかかる療養諸費費用額及び診療費は、市町村平均を上回っている。

また、レセプト1件当たり診療費の合計は30,624円、東部地区では最も高い金額となっている。

このようなことから、杉戸町の医療費は県内市町村に比べてやや高い傾向にあり、被保険者の健康増進や医療費削減の観点から、予防や保健事業を推進する必要がある。

○診療費とは… 診療にかかる費用で、入院・入院外・歯科に分類される。

○療養給付費とは… 診療費（入院・入院外・歯科）に薬剤の支給・入院時食事療養費生活療養費・訪問看護療養費の合計を加えたもの。

○療養諸費とは… 療養給付費に療養費（はり・きゅう・あんま・マッサージ、柔道整復師、補装具等）の合計を加えたもの。

議題第2号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について

令和6年8月1日提出

杉戸町長 窪田裕之



令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (案)

1. 歳入歳出補正予算

歳入

区分	予算現額	補正額(1号)	補正額(2号)	補正後の予算額
	A (千円)	B (千円)	C (千円)	
1 国民健康保険税	745,209			745,209
2 県支出金	3,597,117	5,884		3,603,001
3 繰入金	434,208		① △ 71,214	362,994
4 繰越金	30,000		② 78,501	108,501
5 諸収入	4,570			4,570
合計	4,811,104	5,884	7,287	4,824,275

歳出

区分	予算現額	補正額(1号)	補正額(2号)	補正後の予算額
	A (千円)	B (千円)	C (千円)	
1 総務費	24,569	5,884		30,453
2 保険給付費	3,528,460			3,528,460
3 国民健康保険事業費納付金	1,183,530		③ 2,934	1,186,464
4 保健事業費	64,291			64,291
5 基金積立金	1			1
6 公債費	1			1
7 諸支出金	5,252		④ 4,353	9,605
8 予備費	5,000			5,000
合計	4,811,104	5,884	7,287	4,824,275

2. 歳入歳出補正予算額の主な理由

【歳入】

- ①一般会計繰入金・その他一般会計繰入金減額分 △71,214千円  
・補正後のその他一般会計繰入金の額 120,522千円(当初予算191,736千円-71,214千円)
- ②繰越金追加分(令和5年度決算剰余金) 78,501千円

【歳出】

- ③国民健康保険事業費納付金本算定による増額分 2,934千円  
内訳:一般被保険者医療給付費納付事業 +3,716千円  
一般被保険者後期高齢者支援金等納付事業 +2,508千円  
介護納付金納付事業 △3,290千円
- ④一般会計繰出金追加分(令和5年度精算分) 4,353千円

議題第3号

国民健康保険税率・税額の見直しについて

令和6年8月1日提出

杉戸町長 窪田 裕之

## 議題第3号 国民健康保険税率・税額の見直しについて【資料】

### 1 国民健康保険税率・税額の見直しに係るアンケートの集計結果

#### 問1 令和7年度の税率について

		○印の数
1	案1(令和7年度に標準保険税率に合わせる。)	5
2	案2(令和7年度と令和9年度の2か年で標準保険税率合わせる)	4
3	案3(令和7年度、令和8年度、令和9年度の3か年で標準保険税率に合わせる。)	6
4	令和7年度の改定を見送る	
5	その他	

### 2 令和7年度の税率・税額(案)について

区分		算定の基礎	税率・税額
医療分 (基礎課税額分)	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除(43万円)を差し引いた額	6.7%
	均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 34,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除	2.7%
	均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 12,000円
介護納付金分	所得割	加入者の前年中の総所得金額から基礎控除	2.4%
	均等割	世帯内の加入者数	(一人につき) 14,000円

### 3 現行税率との対比

区分		改定前	改定後	増加率・増加額
医療分 (基礎課税額分)	所得割	6.6%	6.7%	+0.1%
	均等割	30,000円	34,000円	+4,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.6%	2.7%	+0.1%
	均等割	10,000円	12,000円	+2,000円
介護納付金分	所得割	2.7%	2.4%	△0.3%
	均等割	12,000円	14,000円	+2,000円

### 4 令和7年度税率・税額(案)と令和6年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率との対比

	所得割			均等割		
	杉戸町	標準保険税率	比較 (杉戸町 -標準税率)	杉戸町	標準保険税率	比較 (杉戸町 -標準税率)
医療分(基礎課税額分)	6.70%	6.85%	△0.15%	34,000円	40,649円	△6,649円
後期高齢者支援金等分	2.70%	2.82%	△0.12%	12,000円	16,313円	△4,313円
介護納付金分	2.40%	2.37%	+0.03%	14,000円	16,776円	△2,776円

### 5 令和7年度税率・税額(案)と近隣市町の令和6年度税率との比較

#### 所得割

	杉戸町	春日部市	久喜市	白岡市	幸手市	宮代町	松伏町
医療分(基礎課税額分)	6.70%	6.80%	7.77%	7.04%	7.40%	6.98%	7.80%
後期高齢者支援金等分	2.70%	2.05%	2.87%	2.41%	2.50%	2.09%	2.00%
介護納付金分	2.40%	1.50%	2.76%	2.21%	2.10%	2.10%	1.60%

#### 均等割

	杉戸町	春日部市	久喜市	白岡市	幸手市	宮代町	松伏町
医療分(基礎課税額分)	34,000円	31,900円	35,200円	28,400円	35,000円	32,000円	31,200円
後期高齢者支援金等分	12,000円	12,200円	14,700円	14,700円	13,000円	11,400円	6,600円
介護納付金分	14,000円	11,700円	14,100円	15,400円	12,000円	14,600円	12,300円

## 6 モデルケースでの影響額について

### ① 1人世帯

【世帯主(70歳)年金収入100万円の場合】

現行(令和6年度)		令和7年度
保険税	12,000円	13,800円
現行との差		1,800円
	一月当たり	150円

※均等割額7割軽減

### ② 2人世帯

【世帯主(20代)給与収入200万円、妻(20代)収入なしの場合】

現行(令和6年度)		令和7年度
保険税	145,800円	157,200円
現行との差		11,400円
	一月当たり	950円

※均等割額2割軽減

### ③ 4人世帯

【世帯主(40代)給与収入300万円、妻(40代)給与収入100万円、子2人(10代)所得なし】の場合

現行(令和6年度)		令和7年度
保険税	338,600円	359,400円
現行との差		20,800円
	一月当たり	1,733円

※均等割額2割軽減

7 埼玉県内の国民健康保険税率・税額の状況（令和6年度）

区 分	医療分（基礎課税額分）				後期高齢者支援金等課税額分				介護納付金課税額分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
川越市	7.25	0.00	31,000	0	2.40	0.00	11,200	0	2.00	0.00	13,600	0
熊谷市	6.92	0.00	31,500	0	2.32	0.00	13,500	0	1.86	0.00	13,500	0
川口市	7.45	0.00	28,000	0	2.50	0.00	9,000	0	1.30	0.00	13,000	0
行田市	7.20	0.00	28,000	0	2.30	0.00	11,000	0	1.90	0.00	12,000	0
秩父市	6.00	15.00	18,000	10,000	2.10	0.00	10,000	0	1.80	0.00	10,000	0
所沢市	7.20	15.00	14,300	16,000	2.60	0.00	11,000	0	1.50	0.00	11,000	0
飯能市	6.80	0.00	34,000	0	2.40	0.00	14,000	0	2.00	0.00	14,000	0
加須市	7.50	0.00	32,700	0	2.30	0.00	10,500	0	2.40	0.00	11,000	0
本庄市	6.90	20.00	19,500	16,000	2.90	0.00	9,900	0	2.70	0.00	12,400	0
東松山市	7.30	0.00	22,800	0	2.40	0.00	12,000	0	2.00	0.00	13,200	0
春日部市	6.80	0.00	31,900	0	2.05	0.00	12,200	0	1.50	0.00	11,700	0
狭山市	6.79	10.00	22,700	5,000	2.72	0.00	15,900	0	2.36	0.00	17,100	0
羽生市	7.20	0.00	25,500	0	2.70	0.00	14,000	0	2.00	0.00	14,000	0
鴻巣市	6.80	0.00	27,500	0	2.75	0.00	16,000	0	2.40	0.00	16,000	0
深谷市	6.50	18.00	26,000	9,000	2.60	0.00	12,200	0	1.80	0.00	13,400	0
上尾市	6.80	0.00	31,000	0	2.40	0.00	13,000	0	2.10	0.00	15,000	0
草加市	7.30	0.00	27,000	0	2.30	0.00	7,800	0	1.80	0.00	9,800	0
越谷市	7.50	0.00	31,900	0	2.50	0.00	11,500	0	2.20	0.00	12,000	0
蕨市	6.40	10.00	33,000	3,000	2.20	0.00	14,000	0	2.20	0.00	12,000	0
戸田市	8.00	0.00	31,800	0	1.60	0.00	9,500	0	1.42	0.00	12,500	0
入間市	6.50	0.00	35,000	0	2.70	0.00	16,000	0	2.30	0.00	16,000	0
朝霞市	7.70	33.00	12,000	14,000	2.00	0.00	9,000	0	1.70	0.00	9,000	0
志木市	7.30	10.00	21,000	5,000	2.40	0.00	10,500	0	2.00	0.00	11,000	0
和光市	7.30	0.00	21,000	9,000	2.30	0.00	9,000	0	1.80	0.00	9,000	0
新座市	7.30	0.00	32,000	0	2.32	0.00	14,000	0	2.22	0.00	15,000	0
桶川市	7.20	0.00	26,400	0	2.20	0.00	9,900	0	1.80	0.00	12,000	0
久喜市	7.77	0.00	35,200	0	2.87	0.00	14,700	0	2.76	0.00	14,100	0
北本市	7.30	0.00	29,900	0	2.90	0.00	10,200	0	2.20	0.00	14,700	0
八潮市	7.80	0.00	28,000	0	2.20	0.00	13,000	0	2.60	0.00	13,000	0
富士見市	6.95	0.00	28,300	0	2.10	0.00	9,000	0	1.60	0.00	12,600	0
ふじみ野市	7.56	0.00	30,800	0	2.18	0.00	11,800	0	2.14	0.00	13,700	0

区 分	医療分（基礎課税額分）				後期高齢者支援金等課税額分				介護納付金課税額分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
三郷市	7.00	0.00	29,000	0	2.20	0.00	9,000	0	1.90	0.00	11,500	0
蓮田市	7.15	0.00	30,000	0	2.50	0.00	11,000	0	1.85	0.00	14,000	0
伊奈町	7.50	0.00	32,000	0	2.60	0.00	15,000	0	1.70	0.00	11,000	0
三芳町	7.00	0.00	33,000	0	2.40	0.00	9,000	0	1.50	0.00	11,000	0
坂戸市	7.80	0.00	24,500	0	1.70	0.00	4,500	0	1.40	0.00	10,000	0
毛呂山町	7.00	0.00	32,000	0	2.50	0.00	10,000	0	2.20	0.00	10,000	0
越生町	7.40	0.00	30,800	0	2.00	0.00	11,100	0	1.90	0.00	14,800	0
鶴ヶ島市	7.30	0.00	36,000	0	2.40	0.00	13,000	0	2.30	0.00	14,000	0
日高市	6.80	0.00	32,500	0	2.70	0.00	13,000	0	2.10	0.00	16,000	0
滑川町	7.00	0.00	33,000	0	2.40	0.00	14,000	0	2.10	0.00	15,000	0
嵐山町	7.00	0.00	33,000	0	2.50	0.00	14,000	0	2.10	0.00	15,000	0
小川町	6.30	0.00	32,300	0	2.50	0.00	14,300	0	2.00	0.00	14,900	0
ときがわ町	7.10	0.00	32,000	0	1.40	0.00	11,000	0	1.30	0.00	12,000	0
川島町	6.20	0.00	31,000	0	2.40	0.00	13,500	0	1.90	0.00	14,000	0
吉見町	6.80	0.00	21,500	0	2.50	0.00	12,500	0	2.00	0.00	12,000	0
鳩山町	6.80	0.00	30,000	0	1.60	0.00	12,000	0	1.40	0.00	14,000	0
横瀬町	5.50	35.00	11,500	13,000	1.40	0.00	8,800	0	1.10	0.00	7,000	0
皆野町	5.50	0.00	25,000	0	1.80	0.00	10,000	0	1.80	0.00	10,000	0
長瀨町	5.50	25.00	14,800	8,000	1.50	0.00	8,200	0	1.40	0.00	8,200	0
小鹿野町	6.20	0.00	32,000	0	2.73	0.00	16,100	0	2.36	0.00	17,300	0
東秩父村	3.80	0.00	21,000	0	2.20	0.00	12,000	0	2.00	0.00	15,000	0
美里町	6.80	10.00	33,000	6,000	2.00	0.00	10,000	0	1.60	0.00	13,000	0
神川町	6.30	15.00	25,000	8,000	2.40	0.00	10,000	0	2.30	0.00	15,000	0
上里町	6.65	0.00	36,000	0	2.60	0.00	16,000	0	2.40	0.00	16,000	0
寄居町	6.50	0.00	40,000	0	2.70	0.00	16,000	0	2.40	0.00	17,000	0
宮代町	6.98	0.00	32,000	0	2.09	0.00	11,400	0	2.10	0.00	14,600	0
白岡市	7.04	0.00	28,400	0	2.41	0.00	14,700	0	2.21	0.00	15,400	0
幸手市	7.40	0.00	35,000	0	2.50	0.00	13,000	0	2.10	0.00	12,000	0
杉戸町	6.60	0.00	30,000	0	2.60	0.00	10,000	0	2.70	0.00	12,000	0
松伏町	7.80	0.00	31,200	0	2.00	0.00	6,600	0	1.60	0.00	12,300	0
吉川市	6.90	0.00	35,000	0	2.50	0.00	11,000	0	2.10	0.00	13,000	0
さいたま市	7.01	0.00	35,000	0	2.60	0.00	12,200	0	2.24	0.00	13,400	0
市町村平均	6.92	3.43	28,654	1,937	2.33	0.00	11,717	0	1.97	0.00	12,979	0

議題第4号

多子世帯減免制度の終了について

令和6年8月1日提出

杉戸町長 窪田裕之



## 議題第4号 多子世帯減免制度の終了について【資料】

### 1 多子世帯減免制度の終了するに係るアンケートの集計結果

#### 問2 多子世帯減免制度の終了について

		○印の数
1	令和7年3月31日をもって終了する	13
2	令和7年3月31日での廃止を見送る	2
3	その他	

### 2 多子世帯減免制度を終了する時期について

多子世帯減免制度は、令和7年3月31日をもって終了する。

ただし、令和7年3月31日以降、資格を遡って取得したことにより賦課された令和6年度分までの国民健康保険税については、納税通知書に定めた納期限までに申請書を提出することで減免を受けることができる。

議題第5号

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

令和6年8月1日提出

杉戸町長 窪田 裕之

## 杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案) 概要

### 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法の一部改正に伴い、杉戸町国民健康保険条例第13条を改正するもの等。

### 2 改正内容

#### (1) 第5条第2項の改正

文言の整理

#### (2) 第13条の改正

被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に応じない場合の過料の規定を削除するもの。

### 3 施行期日

#### (1) 第5条第2項の改正 公布の日

#### (2) 第13条の改正 令和6年12月2日

### 4 経過措置

この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第 号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

杉戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （一部負担金）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については、<u>前項</u>の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第13条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</p> <hr/> <p>_____においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条～第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～8（略） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、第13条の改正規定は、令和6</p>	<p>第1条～第4条（略） （一部負担金）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第13条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条～第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～8（略）</p>

年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第●号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その他

(1) 令和5年度保健事業報告及び令和6年度保健事業実施計画について

(2) 個別保健事業の評価のまとめ

・個別保健事業の目標値と実績値

各個別保健事業の指標と目標値・実績値については以下のとおり(上段は目標値、下段は実績値)。

事業名	指標	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定健診 受診率向上 対策事業	受診率(%) ※1	—	45	48	50	55	58	60
		33.7	39.0	41.6	28.7	37.9	37.9	39.2
特定保健指導 実施率向上 対策事業	実施率(%) ※2	—	45	48	50	55	58	60
		33.8	29.3	31.1	25.9	28.4	24.7	実施中
生活習慣病 重症化予防 対策事業 (R2 から糖尿病 性腎症重症化予防 対策事業)	受診勧奨者の 医療機関受診率 (%)	—	—	—	—	—	—	20
		25.0	13.6	11.8	2.4	26.7	7.7	37.5
疾病予防対策 事業	国保健診 受診率(%)	—	—	—	—	—	—	20
		8.1	8.5	8.5	8.4	9.3	8.1	8.9
多受診者指導 (R2 から重複多 剤投与者指導)	指導率(%)	—	—	—	—	—	—	100
		100	100	100	100	100	100	100
ジェネリック 医薬品切替通知	ジェネリック 数量シェア(%)※ 3	—	—	—	—	—	—	80
		72.3	77.4	78.2	80.0	80.9	81.5	84.3 R6.6 暫定分
ポピュレーション アプローチ	講演会 (講習会) 開催数(回)	1回 以上	1回 以上	1回 以上	1回 以上	1回 以上	1回 以上	1回 以上
		2	2	2	0	0	1	1

※1、※2：実施値は法定報告

※3：実施値は、連合会情報「後発医薬品数量シェア等の状況」

令和5年度 は現時点での数値

## 5 分析結果と課題

健康・医療情報等の大分類	左記の大分類のうち、健康・医療情報等の分析に必要となる各種データ等の分析結果
標準化死亡比・平均寿命・健康寿命（平均自立期間）	<p>標準化死亡比は、国と比較し男女ともに高く、平均寿命、健康寿命（平均自立期間）がやや低い。</p> <p>主な死因は、多いものから順に「がん」「心臓病」「脳疾患」であり、「がん」と「糖尿病」による死亡は埼玉県・国より高くなっている。</p> <p>「がん」や「糖尿病」など生活習慣病の予防が必要である。</p>
医療費の分析	<p>総医療費は減少傾向であるが、1人当たり医療費は増加しており、特に外来が高くなっている。</p> <p>疾病別では、入院・外来ともに生活習慣病に起因するものが多いほか、<u>女性は関節疾患が上位に入っている。</u></p> <p>外来による医療費は、慢性腎臓病（透析あり）と糖尿病が上位となっている。また、人工透析患者の半数以上は糖尿病患者で、その割合は増加傾向である。</p> <p>生活習慣の改善等による疾病予防と糖尿病の重症化予防が課題である。</p>
特定健康診査・特定保健指導等の健診データの分析 レセプト・健診データ等を組み合わせた分析	<p>特定健康診査受診率は、令和元年度まで順調に伸びたが目標値には到達していない。また、令和2年度はコロナ禍の影響を大きく受けた。</p> <p>55歳を過ぎると、特定健康診査未受診者のうち、生活習慣病のある人が、生活習慣病のない人を上回ることが分かる。</p> <p>若い世代の受診率が低いため、健診受診を促し、疾病の早期発見に繋げることが生活習慣病の予防及び医療費抑制の鍵となる。</p>
介護費関係の分析	<p>埼玉県・国と比較し、1号要介護認定率は低く、2号要介護認定率は高い。</p> <p>要介護認定者数が年々増えており、1件当たりの給付費も高い傾向にある。要介護認定者の有病状況は、心臓病、高血圧、筋・骨格が多く、埼玉県・国と比較し、がんの割合が高い。</p> <p>若い世代からの生活習慣病予防の取組が必要である。</p>



第4章 データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための個別保健事業

1 計画全体における目的

健康・医療・介護の情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を展開し、杉戸町国民健康保険の被保険者の健康増進を図ることで健康寿命（平均自立期間）の延伸及び医療費適正化を目指します。

指標		実績	目標値					
			R4	R6	R7	R8	R9	R10
健康寿命 (平均自立期間)	男性	79.8 歳	延伸	延伸	延伸	延伸	延伸	延伸
	女性	84.2 歳						
1人当たり医療費	入院	118,127 円	減少	減少	減少	減少	減少	減少
	外来	178,820 円						

2 1を達成するための目的、目標、関連する個別保健事業

★すべての都道府県で設定する指標

☆地域の実情に応じて都道府県が設定した指標（埼玉県版）

目的：特定健康診査・国保健診及びがん検診の受診率を向上させ、異常の早期発見を促す

目標	評価指標	実績	目標値						関連する 個別保健事業
			R4	R6	R7	R8	R9	R10	
特定健康診査受診率を60%とする。	特定健康診査受診率★ (%)	37.9	45	48	51	54	57	60	・特定健康診査受診率向上事業
国保健診受診率を上げる。	国保健診受診率 (%)	8.1	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・疾病予防事業
特定健診の集団健診時のがん検診受診率を上げる。	特定健康診査の集団健診時のがん検診受診率 (%)	86.7	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	

目的：特定保健指導の実施率を向上させ、生活習慣の改善を促す

目標	評価指標	実績	目標値						関連する 個別保健事業
			R4	R6	R7	R8	R9	R10	
特定保健指導実施率を60%とする。	特定保健指導実施率★ (%)	24.7	35	40	45	50	55	60	・特定保健指導 実施率向上事業
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率を増やす。	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率★☆ (%)	20.4	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	
保健指導判定値以上の割合を減らす。	血圧保健指導判定値以上の人の割合☆ (%)	56.7	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	

目的：糖尿病の適正受診、重症化予防を促す

目標	評価指標	実績	目標値						関連する 個別保健事業
			R4	R6	R7	R8	R9	R10	
血糖コントロール不良者の割合を減らす。	HbA1c8.0%以上の人 の割合★ (%)	1.8	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	・糖尿病性腎症 重症化予防対策 事業
糖尿病の未治療者や治療中断者の割合を減らす。	HbA1c6.5%以上かつ 糖尿病レセプトなしの 人の割合☆ (%)	20.3	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	・地域包括ケア及 び高齢者の保健 事業と介護予防 の一体的実施に 関する取組
高血糖者の割合を減らす。	高血糖者 (HbA1c6.5%以上)の割 合(%)	11.5	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	前年度 以下	

目的：健康に関する理解を深め、医療費適正化を促す

目標	評価指標	実績	目標値						関連する 個別保健事業
		R4	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
ジェネリック医薬品の数量シェアを上げる。	ジェネリック医薬品の数量シェア (%)	81.5	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化事業</li> <li>・地域包括ケア及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組</li> </ul>
重複服薬者数を減らす。	重複服薬者数（被保険者1万人当たり）(人) ※1	65	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポピュレーションアプローチ</li> </ul>
日常生活における歩数を増やす。	歩数管理アプリ利用者の1日の歩数の平均値(歩)	7,858 ※2	65歳未満 8,000	65歳未満 8,000	65歳未満 8,000	65歳未満 8,000	65歳未満 8,000	65歳未満 8,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポピュレーションアプローチ</li> </ul>
			65歳以上 6,000	65歳以上 6,000	65歳以上 6,000	65歳以上 6,000	65歳以上 6,000	65歳以上 6,000	

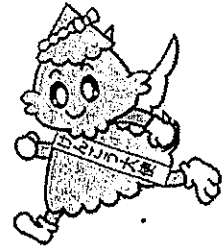
※1 薬効分類単位で集計

※2 埼玉県コバトン健康マイレージ事業でのアプリ参加者の1日の歩数の平均値（全町民対象）

令和6年度

# 特定健診受診方法のご案内

杉戸町けんこう大使  
「すぎびよん」



杉戸町では40歳以上の国民健康保険加入者を対象に、特定健診（集団・個別）を実施しています。対象の方には毎年6月初旬に受診券を郵送します。

年度途中で新たに国民健康保険に加入した方が受診する場合、受診券を交付しますので、お申し出ください。

	集団健診		個別健診
実施日	8月	22日(木)・23日(金)・24日(土)・ 25日(日)・26日(月)	令和6年7月1日(月)～ 令和7年1月31日(金) (医療機関の休診日を除く)
	10月	2日(水)・3日(木)・4日(金)・ 5日(土)・6日(日)・7日(月)	
実施場所	杉戸町保健センター		指定医療機関(裏面参照)
予約方法	【インターネット先行予約】 6月10日(月)～6月16日(日) (杉戸町ホームページから予約できます)		指定医療機関に 電話で予約してください  【受診当日の持ち物】 ・健診費用 ・特定健康診査受診券 ・保険証 (お持ちの方は昨年度の健診結果・ お薬手帳)
	【電話予約】おかけ間違いのないようご注意ください 7月4日(木) 7月5日(金)15:00以降 7月5日(金) 保健センター 予約専用臨時電話 ☎0480-34-1188 ☎0480-37-3363 8:30～17:15 9:00～15:00 土日祝日を除く		
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診と同時に受診できます。</li> <li>胃がん検診 800円 肺がん・結核検診 200円</li> <li>大腸がん検診 400円 前立腺がん検診 600円</li> <li>・インターネット先行予約のみ受付時間が選べます！</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご自身の都合に合わせてご自宅 近くの医療機関で受診できます。</li> </ul>

## 【健診内容】

問診・診察、身体測定(身長・体重・腹囲・BMI)、血圧測定、血液検査(肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・血清クレアチニン検査)、尿検査

このほか医師の判断によって心電図検査・眼底検査・貧血検査が行われることがあります。

## 【健診費用】1,000円

世帯主及び国保被保険者全員が町民税非課税世帯の方は、申請により特定健診費用が免除となります。受診日が7月の場合は令和5年度の課税状況、8月以降の場合は令和6年度の課税状況により決定します。健診受診日の10日前までに、町民課国民健康保険担当の窓口でお手続きください。

今年度40・41・42歳に達する方には特定健診無料クーポン券を交付します。

## 【その他】

皆様の携帯電話番号へ来年度以降特定健診のご案内をSMSにてお送りすることがあります。知り得た情報をその目的以外に使用することはありません。ご了承の上、健診の申し込みをお願いいたします。

## 【指定医療機関】

指定医療機関名	住所	電話	申込電話受付時間	休診日
あけぼの内科リウマチ科 クリニック	清地 4-10-24	37-2525	9:30~12:00 15:00~17:00 (月・水・木のみ)	日・祝 火・金・土の午後
今井病院	杉戸 3-11-1	32-0065	9:00~12:30 14:00~16:30	日・祝
埼玉杉戸診療所	本郷 273-1	48-6904	9:00~11:30 15:00~17:00	日・祝 土の午後
杉戸クリニック	下高野 1760-1	33-0088	9:00~13:00 15:30~18:00 ※土 9:00~14:00	木・日・祝 土の午後
杉戸耳鼻咽喉科医院	杉戸 4-15-8	32-2841	9:00~13:00 13:30~17:30 金は 9:00~13:00 14:30~17:30	木・日・祝
高橋内科医院	内田 2-8-18	35-2317	8:30~11:30 14:30~18:00	火・祝 日の午後
玉井産婦人科医院	清地 1-2-30	33-2464	9:00~12:00 14:00~17:30	水・日・祝
長岡産婦人科医院	杉戸 2-3-10	33-3325	9:00~12:00 14:00~17:10	木・日・祝・第4土
山根医院	高野台南 2-3-12	33-3314	8:30~12:00 16:30~19:00	木・日・祝 土の午後

特定健診（特定健康診査）は国が定めた健診で、生活習慣病を早期に発見するため、40~74歳のすべての方を対象に行われます。

いつまでも健康で元気な毎日を過ごせるよう、年に一度特定健診を受けましょう。また、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがある方には、特定保健指導を行い、生活習慣改善のための取り組みを支援します。

### ~オンライン資格確認等システムによる特定健診情報の提供について~

杉戸町では、オンライン資格確認等システムを導入しています。

このシステムでは、現在加入している保険者（現保険者）の前に加入していた保険者（旧保険者）において実施された特定健診情報を、現保険者に提供することが可能となっております。また、オンライン資格確認等システムを用いて提供を受ける場合に限り、加入者本人の同意を得ることは不要とされていますが、加入者から申し出があった場合には、旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しないこととされています。

旧保険者から杉戸町国民健康保険への特定健診情報の提供を希望されない場合は、申請が必要です。

